

母親にとっての〈子ども〉とプレーパーク活動

—「保護対象」と「権利行使の主体」の相克から統合へ—

津 田 好 子

本稿は、子育て期の母親にとっての〈子ども〉という存在のもつ意味を問い返し、プレーパーク活動に関わる母親の観察を通して、子ども観の変容、権利主体としての子どもという視点の獲得プロセスを明らかにし、プレーパーク活動の実践が母親の子ども観の再構築を促し、新たな母子関係のあり方を切り開く可能性をもつことを示す。

現代社会において〈子ども〉の育ちに関する目標は高くなった。とくに「子育て専門」の母親にとっての〈子ども〉は、「よりよく」育てるべき保護と教育の対象として意識されている。しかし保護偏重の子ども観はおとなと〈子ども〉の関係における非対称性を強化し、〈子ども〉の育ちと母親自身にさまざまな問題を生じさせてもいる。ここに「権利の主体としての子ども」というもう一つの子ども観の重要性がある。プレーパーク活動は、子どものために外遊びの場を運営する活動である。子育て期終了後の母親は、プレーパーク運営者として、2つの子ども観を統合させるために「遊びの主体」であることを母親自身も体感できる仕組みを工夫していた。参与観察を通じて、子育て期の母親自らが主体となって遊ぶ経験を経て初めて「権利の主体としての子ども」という新たな子ども観を獲得する様子が明らかになった。そこではプレーリーダーという専門職が、〈子ども〉が遊びの主体となるよう〈子ども〉からのまなざしに配慮し、おとなに子ども観の調整を求める役割を担っていた。

キーワード：母親の子ども観、子どもの権利、プレーパーク活動

はじめに

今日、乳幼児をもつ子育て期の女性が抱える子育てに関する困難や子育てによる職業キャリアの断念を防ぐために、政府や地方自治体は、さまざまな子育て支援や就労継続のための政策を推進している。だが、「性別役割規範の根強い日本では、『母』役割と『女性=私』の自己実現の欲求とは、葛藤関係を生じやすい。つまり、『子ども』という存在は、女性にとって喜びと不安、希望と葛藤とが『交錯する場』を作り出している」(矢澤・国広・天童 1998:41)と指摘されており、子育て支援策や就労継続支援策を考える上で、女性にとっての「子ども」という存在のもつ意味を多面的に検討する必要がある。

「子ども」という存在をどう捉えるかは、「特定の社会や文化のあり方によって規制を受ける」。「したがって子ども観を問い直すことは、子ども観を規定する社会や文化のあり方を問いなおす」(東野 2008:8)ことである。そこで本稿では、さまざまな感情の「交錯する場」となっている子育て期の母親にとっての「子ども」という存在の今日的意味を子どもの権利思想に基づく視点から問い直し、母親が子ども観を再構築することによる、新たな母子関係のあり方を切り開く可能性について明らかにする⁽¹⁾。

以下ではまず、性別役割規範のもとで、母親が子育て期に抱える母としてのアイデンティティの葛藤の様相と〈子ども〉の捉え方を先行研究で確認し、母親の子ども観のあり様によって生じてきた課題を年代を追って整理する。次いで〈子ども〉の養育責任を担う母親と〈子ども〉という、近年の母子の関係を問い直す際に、子どもの権利条約の根幹にある「権利行使の主体」と成長過程に必要な「保護対象」としての〈子ども〉という2つの子ども観を分析視角とする重要性を指摘する。しかしこの子ども観には矛盾する面がある。そこで母親が2つの子ども観の相克をどのように超えて、それらをどのように接合していくのか、プレーパーク(=冒険遊び場)活動という〈子ども〉の権利保障を謳う具体的実践活動の現場での参与観察に基づいて子ども観の再構築のプロセスを分析する。最後に、母親が、新たな子ども観を獲得するうえで有効であった実践上の仕組みや資源を考察することで、今後の可能性と課題を明らかにする。

1. 母アイデンティティの変容と母にとっての〈子ども〉

1-1. 母のアイデンティティ

1990年代に子育て期の女性が抱えるアイデンティティのあり方は、親世代の女性のものとは大きく異なっていた。

矢澤・国広・天童（1998）は、横浜市内の30歳代の母親を対象としたアンケート調査（1996年実施）結果から、母親が、「個」としての自己実現の希求と、「子ども」の産育という日常生活との間の緊張関係にどのように対応しているのかを明らかにしている。それによると、当時30歳代の子育て期の女性は、「自分の時間を持ってない」と不満を抱くが、それは妻・母役割を担うのとは別の「本当の自分」がいるという自己意識に基づいていた。一方で、彼女らは自らの自己選択によって子どもをもったという明確な自己意識と、「子育てを楽しみ、またその過程で成長している自分」を強く意識するなど、子育てを自己実現の一過程として位置づけてもいた（矢澤・国広・天童1998：53）。さらに著者ら（2000）は、子育て期の女性の自己アイデンティティのなかで、「母アイデンティティ」⁽²⁾が突出して強いことを見出し、その背景には、近代社会成立以降の「子ども志向」に基づく「少ない子どもへの最大限の投資」という社会的要請が潜むと指摘している。そしてその規範が、母親に「失敗を許さない」育児の重圧となっていると述べている（矢澤・国広・天童2000：7-9）。

以上の指摘からは、若い母親が「母アイデンティティ」を強く肯定し、子育て期には自己実現の一過程として「失敗しない」ように注意を払いながら、積極的に子育てに取り組んでいる様子がうかがえる。

子育て期の母親のあり様を国広（2003）は、年代ごとに次のように整理する。「女性のライフステージの中で『子育て期』という特別の時期が生まれたのは、昭和ひとけた生まれの世代が親になり、より質の高い子どもを育てることが母親としての人生の質を保障するという幻想のあった1950年代である」。その後、『母としての人生』は、高度経済成長期以降、団塊の世代の女性たちが大挙して専業主婦化することで一般化した。さらに、1990年代以降、『幸せな家族』にとって『かわいい子ども』は必須の要件となり、『子どもを育てる私』の価値はそれまで以上に高まっていく。さらに「男女雇用機会均等法施行以降に社会に出た女性は、表面上は職業キャリアを積むことが可能になり、出産・子育てによる職業の中断・退職は『自分で』選択した結果とみなされる。『専業主婦』は、無職で子どもを育てることが自分で選択した結果であるゆえに、失敗や葛藤を口にすることのできない隘路に結びつく。つまり女性の生き方が多様化するなかで、子どもの価値が高まっていったのは子ども自体の価値の上昇ではなく、『〈子ども〉を育てる母』の価値を高い水準に保つために、母親は、〈子ども〉の価値を上げざるを得なかった。そして〈子ども〉を『失敗しないように』育てること自体も複雑になっている」（国広2003：174-181）。

2000年代以降もさらにこの傾向は強化されたといえる。2002年には、学校教育の現場で「生きる力」を育むことが基本理念⁽³⁾となったことを受け、〈子ども〉

をどのように育てればそのような力をつけさせることができるのか、母親の悩みはますます大きくなっている⁽⁴⁾。

1-2. 母親にとっての〈子ども〉

では、『子ども志向』に基づく『少ない子どもへの最大限の投資』という社会的要請が生じ、子育て期の女性がその要請を規範として内面化した過程はどのようなものだったか。本節では、子育て期の女性にとっての〈子ども〉という存在の意味に焦点を当て、その過程を概観する。

日本で、性別役割によって母親が家庭のなかで子どもの教育を担当するようになったのは、明治後半期以降である(小山 2002)。小山によれば、先ず都市部に暮らす新中間層が明治 20 年代に言説として語られていた性別役割による理想の家庭像を新しい家族のあり方として実体化していった。具体的な家庭の姿が、多数の家庭教育書や母親自らの教育論や体験談の発行など、さまざまな媒体を通して示されていった。そして「新中間層の家族が従来 of 伝統的な家族と大きく異なるものである以上、新中間層の子どもたちも、従来 of 家族における子どもとは異なるまなざしでとらえられていくことになる」(小山 2002: 159)。

〈子ども〉は、「教育や書物を通じて近代知を学んだ」(同: 170) 母親が、「よりよく」育てるべき教育の対象となっていく。大正期の家庭教育書における子どもへのまなざしの特徴は、当時大きな社会的関心を持たれていた遺伝や優生学への言及が、『『よりよい』子どもを求める心性』と「産児制限の必要性の主張」(同: 164) とつながっていくところにある。その一方で子どもは、「大人とは異なった、保護すべき対象と捉えられ、子どもらしさを尊重するという心性」は、「子どもの無垢さ、純真さを賛美する童心主義」を生むと同時に「子どもの成育環境の整備への指向性」(同: 171) ももたらし、家庭において子どもは「特別な配慮が払われるべき存在」(同: 173) となっていく。この点を沢山(1990)は、「新中間層の親たちは、学力の価値、とりわけよりよい生活を切り拓く『財』としての学力の価値を認める親たちであった一方で、心性の部分では深く『童心』の価値に傾斜する親たちだった」(沢山 1990: 125) とした上で、当時の「学力形成と人格形成の統合をめざす子育て」は、「母親自身にも内実がつかぬまま『人並み以上』という終わりのない教育目標に向かわせ」、「家庭という小宇宙のなかでの私的な子ども観」(同: 128-129) を生み出したと指摘している。

その子ども観は、性別役割を基に、母親による家庭のなかでの「教育対象としての子ども」として、戦中・戦後を経て今日にいたるまで、その時々 of 政策と結びつきつつ、様相を変えながらも継続してきた。さらに近年では、「母アイデンティティ」の肯定と自己選択として子どもを「もつ」ために、〈子ども〉は、ま

すます「よりよく」育てる対象となっている。つまり〈子ども〉は、母親自身が「子育て期」の価値を高く評価するのに伴い、ますます「特別な」教育を必要とする存在となり、若い母親に、「子どもの能力へ付加価値を付けねばならないというプレッシャー」を生じさせている（大日向 2005a：111）。

住田他の研究グループ（2004）は、福岡県内の中核都市と周辺の郊外地域を対象として行った『現代日本の「子ども観」に関する実証研究』⁽⁵⁾のなかで、子ども期の長さや「子どもらしさ」の捉え方が世代によって異なると指摘している。同調査によると、高年世代ほどより早く子ども期が終わると認識し、若い世代ほど子ども期をより長く捉える傾向がある。また「子どもらしさ」の性質・特徴については、いずれの世代も「一番無邪気で純粋な時期」を挙げるが、「子どもらしさ」のイメージには、世代差が大きく、若年世代ほど「無邪気」「元気」といった純粋性をあげ、高年世代では「まじめで素直」という従順性を重視している（田中 2004：8-10）。若い世代ほど、「無邪気で純粋な」子ども観をもち、子ども期を長く捉える傾向があるという調査結果は、〈子ども〉について、おとなの保護や支援が必要な特別な時期をより長く捉え、無垢な童心を重視する傾向にあると言い換えることができる⁽⁶⁾。

「失敗しない」子育てと「より高い能力」を付与するために幼い頃から〈子ども〉を教育対象とする現在、子育て期の母が接しているのは、教育対象としての〈子ども〉と無垢な〈子ども〉という矛盾する〈子ども〉2つの心性がより一層強化された〈子ども〉といえるのではないだろうか。

2. 〈子ども〉を捉える視点

2-1. 〈子ども〉問題の変容と「子どもの権利」

広田（1998）は〈子ども〉が、特定の社会や文化によって規定される人びとの特定のまなざしによって浮かび上がる存在である点を「アリエス・テーゼの2つの含意」としたうえで、以下の2点を指摘している。①〈子どもの現在〉は、子ども自身についての研究とそれ以外の研究とを組み合わせ、現代社会についての複眼的な洞察抜きには語れない ②社会の変化が「子ども」を作り出したのならば、社会の変化によって、子ども観は細かく変容したり、複数の子ども像が併存したりすることになり、子ども観の変容は、重層性や段階性をもった複雑なプロセスとして考える必要がある。つまり、ある子ども観は「社会の中での〈大人—子ども〉関係の編成のされ方に対する是認や否定と無関係ではありえず」、「現在の子ども論の錯綜は〈大人—子ども〉関係の再定義をめぐる政治的葛藤である」とする。以上の前提に立ち広田は、1945年以降の子ども問題を、いわゆる標準

からはみ出した子ども像である〈危ない子ども〉と〈危機に立つ子ども〉の2つの側面から整理した。① 1945年～1950年代の子ども問題は、戦災孤児や浮浪児、長欠児や児童労働の問題など、社会のマクロな構造的要因によって生み出される社会病理として説明され、解決策は保護と矯正＝統制のシステムを制度化することであった。② 1960年代～70年代半ばには、「急速な近代化によるゆがみ」として子ども問題が語られる。解決策は保護と矯正の網の目をより充実させる方向での制度化が志向されていた。③ 1970年代後半～80年代半ばには、社会の構造的な問題への関心が急速に退潮する。子ども問題をめぐっては、家族と子ども、教師と子ども、メディアと子どもといった周囲のエージェントと子どもの関係性が関心を集めるようになった。またそれまでの保護や矯正のシステムがもつ問題性が発見された。④ 1980年代半ば～現在(1998)は、保護や矯正のシステムに対する批判が、いくつかのイデオロギー的潮流として明確に現れる。その一つが「子どもの権利論」である。

日本は1994年に「児童の権利に関する条約」に批准している。同条約において〈子ども〉は、「保護の対象」だけでなく、「独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体」として捉えられる。そしてそのような子ども観をもとに、権利を保障する。同条約が「(子どもを)権利行使の主体として捉えていることを端的に示すのは、従来『子どもだから』、『心身ともに発達の途中であるから』というような理由で制限されてきた権利の規定である⁽⁷⁾」(荒巻2009:6)。

「保護・配慮」対象としての〈子ども〉と「権利行使の主体」としての〈子ども〉という両義的な含意のある子どもの権利条約が提示した子ども観は、「これまでの子どもとおとなの関係のあり方を問題視し、おとなに対して新たな子ども観への転換を迫るものである。しかしこの子ども観に基づいて社会のなかで具体的に〈子ども〉をどう処遇していくかについてはまだ明確とはいえずその解決については、「保護・配慮のさらなる制度化の方向と、保護・配慮のシステムによる過剰な干渉や統制を制限していこうとする方向とが混在する⁽⁸⁾」(広田1998:18)。

日本社会の子ども観は、「子どものことはすべておとながなんとかしてあげなければ、守ってあげなければという発想が強く、そのことが子どもの『自分育ち』を妨げたり、親や教師が追い詰められてきた」。これに対し子どもの権利条約は「『子どものことは子どもに任せたらどうか』と問いかけ」(喜多2007:19)といえる。

船橋(1999)は、親子関係が抱える課題を子どもの権利条約の一般原則である「子どもの意見表明権」(同条約第12条)を踏まえ、権力という視点から捉えなおす必要性を提起している。「親子関係には非対称性・非対等性がある。親子関係の開始を選択するのは親のみであり、親子関係において親は子に対する一方的

な権力を持っている。しかしながら、このような親の優位性について、従来あまり注意が払われてこなかった」（船橋 1999：29）。〈子ども〉にとっての権力者である親が「子どもを人格の主体として認めることにより、『子どもの最善の利益』を損なうような親の過剰介入を減らす」にはどうするのか。船橋は「現代日本の親子関係（特に母子関係）においては、互いに情緒的に一体化しようとするベクトルが強く作用し、親と子の間に距離がないので、互いに突き放してみることができない傾向にある」点を踏まえ、「親は子どもに対する権利行使の適切さを自己チェックする」ために「親が侵してしまうリスクを自覚すること」の必要性を指摘する。親、とりわけ子育て期の母親が、〈子ども〉との「距離」のとり方を再考し、親が〈子ども〉に対して持つ「権力」を自覚することが重要なのである⁽⁹⁾。

つまり、現代的な母子関係の隘路を拓けるために、「権利行使の主体」としての〈子ども〉という子ども観の獲得と、おとな自身のもつ〈子ども〉に対する権力への自覚が必要なのである。

そこで以下では、子育て期の母たちの子ども観の様相を分析する場としてプレーパーク活動に注目する。プレーパーク活動における具体的な〈子ども〉の処遇のあり方を検討することで、子育て中の母親が子ども観を再構築する可能性を探る。

2-2 プレーパーク活動と「遊ぶ」権利の主体としての子ども

本稿では、子どもの権利条約第31条における「子どもの遊ぶ権利⁽¹⁰⁾」を保障するための実践活動である日本のプレーパーク活動を事例とし、同活動に関わる母親が活動を通して、〈子ども〉の「保護」と「権利行使の主体」の2つの側面をどのように実現し、統合させていくのかを検討する。

日本のプレーパーク活動は、ある建築家夫妻が自分たちの子どもの遊び場の環境のあり様への疑問をきっかけに、イギリスでの活動を参考にして1970年代に東京・世田谷で始めたものである⁽¹¹⁾。世田谷区が1979年の国際児童年の記念事業としてプレーパーク活動を採用して以降、同活動は全国に広まり、現在（2011年）日本国内では約280団体が「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、活動する。

中間支援組織であるNPO法人日本冒険遊び場づくり協会発行の提言書「『外遊び』の力を次の世代に」（2009）によると、同活動の目的は、「外で子どもたちが群れて遊ぶことのできる環境づくり活動の実施・推進」である。提言書では「子ども側の視点にたち、子どもの生活そのものである『遊び』や、子ども自身による『学び・育ち』に焦点を当てて、『子どもが自ら育つ環境づくり』を支援することの重要性を強調する。そして「遊びが生まれる出発点は、『おもしろそうだ』

『楽しそうだ』という気持ちであり、それが『やってみたい!』という心の動きへ変化するとき、遊びが始まる」。遊びの楽しさは「自分で目標を立て、あるいは立てなくても状況に応じてやり方を柔軟に変えられる」ところにある、としている。さらに「外の遊び場」であることの意義として土・水・木、そして火など「子どもが働きかけると変化をし、(中略)大きな遊びエネルギーを包み込むことができる要素」の存在にあると主張する。このように、同活動は子どもが遊びの主体という子どもも観にもとづいて、おとなの保護によって〈子ども〉が「自己決定」や「意見表明」できる遊び場づくりを目指している。

これまで筆者が観察およびインタビュー調査対象としてきた首都圏の9箇所のプレーパーク活動団体⁽¹²⁾において、活動の中心的な担い手は、子育て期および子育て終了後の女性である。彼女らのほとんどは「母専業」期を経験していた。同活動におけるおとなの役割分担は、母親が、「世話人」と称して主に資金・場所の確保や近隣住民との折衝を行い、遊び場では「プレーリーダー」とよばれるおとなが直接に〈子ども〉に関わるというスタイルであった。中間支援NPOの「全国活動団体調査」(2011)によれば、近年、自治体がプレーパーク活動を子育て支援や放課後児童対策の中に位置づけ、住民と自治体との協働で遊び場を運営するケースや、子どもの権利条例を具現化する施設として公設民営のプレーパークを設置するケースがある。

また筆者の観察してきた、プレーパークは、さまざまな年齢の子どもとおとなに利用されていた。利用者は、時間帯によって異なり、平日午前中は主に幼稚園就園前や自主保育グループの乳幼児と母親、午後には小学生、休日には父親が子どもを連れて訪れる。夕方以降も運営するプレーパークでは、クラブ活動後の中・高校生が訪れ、プレーリーダーと話し込む姿がみられることがある。本稿では、「子育て期」の母親と子どもの関係を課題としているため、主に平日午前のプレーパークにおける母親と乳幼児の関心に焦点を当て、考察をすすめる。

3. プレーパーク活動と〈子ども〉観—母親へのインタビュー調査から

ここでは、プレーパーク活動団体の中心的存在として活動する3人の女性へのインタビュー調査⁽¹³⁾を通して、彼女たちが捉える〈子ども〉を「権利行使の主体」と「保護対象」の2つの視点から分析する。この3人は、首都圏の郊外都市での「子育て専業期」を経て、現在は自身の子育て期は終了し、地域社会の子どものためにプレーパーク活動を継続している。A・Bの2人は1990年代にプレーパーク活動グループの立ち上げ時からグループの中心となって活動してきた。A・Bの2人は、活動基盤をより強化するために、市内の他プレーパーク活動団体と

協力してNPO法人を設立（2002年）し、同法人の理事を務める。2人の活動場所であるP市は現在、プレーパーク活動を市の「子どもの居場所創出支援」事業の1つに位置づけている。Cは、第1子は成人しているが、第4子が幼児であった2000年代後半に団体の立ち上げに積極的に関わり、その後も団体の活動発展を牽引してきた。この団体は活動年数は浅いが、すでに近隣自治会からの支援を得、自治体との協働でプレーパークを運営する道筋を模索している。

インタビュー調査協力者のプロフィールおよび調査実施日時は表1の通り。

表1 インタビュー調査協力者のプロフィールと調査実施日

協力者 年齢	活動開始時期	活動開始時 の職業	子ども数	活動のきっかけ	調査実施日
	活動場所				
Aさん 50歳代	1996年	無職	3人	子どもが通う幼稚園主催の講座。 幼稚園主催の「田圃づくり」の会 で得た仲間とプレーパーク活動開始。	2010年4月
	神奈川県P市内 Aプレーパーク				
Bさん 50歳代	1998年	無職	2人	出産前の幼稚園教諭としての経験。 新たな公園づくりに計画段階から関わる。自治会や子ども会に 働きかけ、プレーパーク活動開始。	2010年5月
	神奈川県P市内 Bプレーパーク				
Cさん 40歳代	2006年	児童館 非常勤職員	4人	公民館主催の講座。 講座終了後、公民館職員の支援を 得ながらプレーパーク活動団体を 発足し、活動開始。	2008年11月
	神奈川県Q市内 Cプレーパーク				

3-1 活動のきっかけと〈子ども〉という存在

本節では、活動をきっかけに、3人の母親たちが当初〈子ども〉という存在をどのように捉えていたのかを検討する。そのために、3人が語るプレーパーク活動のきっかけをもとに、各々は、〈子ども〉が置かれている状況にどのような不満や疑問を抱いていたのか、そしてそれらは、プレーパーク活動によってどのように解決できると考えたのかをみていく。（以下調査協力者の語りを「」で示す。）

AさんとCさんはともに、〈子ども〉の「遊びの環境が大変なことになっている」と感じていた。Aさんが当初感じた疑問は、「なんだかおかしい」という感覚的なものであり、「私個人が感じていることかと思っていた」。しかしAさんは、第1子が入園した「遊びを大切に」し、また「母親の自主活動が盛んな幼稚園」の保育の状況や母親同士の勉強会を通して、漠然と感じた疑問は、個人的なものではないとの確信をもつ。Aさんが感じた「大変なこと」とは、勉強会を通じて〈子ども〉の「遊びが難しくなったのは、三間（時間・空間・仲間）がない」と

して理解されるようになる。そしてその解決策として、プレーパークがあることを知るが、当時の A さんにとって、プレーパーク活動を始めるのは「とんでもなく大胆なこと」であった。というのは、A さんは「プレーパークというのは、世田谷の羽根木のようなところをいうと思っていたから」である。

当時すでに世田谷区の羽根木プレーパークは、住民と区が協働で運営しており、活動の規模や運営の形態はともに一住民がすぐに始められるものではなかった。そこで A さんは、地元の子ども会や PTA 活動を通しての「子ども問題」解決の道筋を模索する。しかし A さんは、PTA 活動や子ども会では、プレーパーク活動は「結構嫌がられる」と感じたという。

A さんが語るプレーパーク活動者と子ども会や PTA 活動の母親との子ども観の差異は、B さんの語りにも見られる。B さんは、PTA 活動における自身を「私ひとりだけ変なことを言う」存在として位置づける。B さんは、出産前の幼稚園教諭としての職場での経験が「私の原点」であると語り、当時の職場と同じような「自然を大切にすする園での経験を自分の子にもやらせたい」と考えていた。とはいえ、B さんの経験をもとにした「子どもに伝えたい遊び」は、「禁止事項が多かったり、教室の中で考えたりする学校などの会議」では受け入れられず、B さんは「みんなちゃんとしてる中で、私ひとりだけ変なことを言う」存在になる。

以上の語りからみえる 2 人が捉える理想の〈子ども〉は、「自然」のなかで仲間とともに時間を気にせず遊ぶ童心礼賛的な〈子ども〉である。2 人は、その〈子ども〉がプレーパークによって実現可能であると期待した。しかし 2 人の理想の〈子ども〉と「PTA のお母さんや先生」に象徴させて語られた世間一般の〈子ども〉との差異が弊害として浮かび上がった。C さんも幼児期の〈子ども〉が育つ理想の環境として、「子どもには外で風の動きを感じながら、ゆっくり育ててほしい」と語り、3 人はともに、プレーパーク活動によって、子どものために「自然」「場所」「仲間」を用意することが、〈子ども〉の育ちに大切と考えた。つまり、3 人が活動開始時に感じた「子ども問題」は、学校教育やしつけによる「よい子」育てに主軸をおく子ども観への直感的な違和感であった。

活動開始時に 3 人とも、「世間」と自分の〈子ども〉との相克はあったものの、おとなが理想とする遊び場づくりという側面がもつ〈子ども〉に対する権力性については自覚が乏しかった。では、母親たちはプレーパーク活動を通じ、どのように〈子ども〉との距離や〈子ども〉に対する「権力者」としての自覚を持つようになれるのだろうか。次節では、この点を、子育て終了後も活動を継続する母親の語りによって明らかにしたい。

3-2 〈子ども〉観の変容

本節では、子どもが成人した後も活動の中心を担い続ける Aさんと Bさんの2人が、子どもの権利に関わる活動を通して〈子ども〉という存在の捉え方を変容させていった様子に焦点をあて、彼女たちが「権利行使の主体」としての〈子ども〉と「保護対象」としての〈子ども〉とをどのようにして接合していったのか、そのプロセスの様相をみていく。

Bさんは、〈子ども〉のための活動を子育て終了後も継続していく利点を次のように語る。

「子どもの問題って、そのときはそう思っても、子どもが成長していくとまた次の課題が生まれてきて、思っていた課題が埋もれていくなと感じて。自分の子どもの年齢に関わらず子どもの遊びのことを考えていかなきゃいけないと思った」。

このようにBさんは、学習と実践活動を通して個人的な疑問として感じた「子ども問題」を社会の課題に関連付けて捉えるようになる。一方Aさんは、かつての自分の母親としての活動を、次のように反省的に語る。

「はじめは、何か楽しいことをやろうって思って始めた。(中略)でも子どもが小学生になったら午前中は忙しくなって、夕方2時間の活動になった。2時間の活動のために自分の家の倉庫からいろいろ引っ張りだして、また片付けて、だったから、今日は寒いからやりたくないと思うこともあった。子どもが『あれやりたい』って言ってきたときも、『今日、それはないわ』って応えることがあって、そんな自分が嫌だなって思った。こんな全然自由じゃない遊び場でいいのかな、って」。

AさんとBさんは、これまでの活動が「子どものため」としながらも母親の都合に左右される活動だった様子を端的に語っている。さらにAさんは、「子どもができると感覚が変わる。どうしても怖がりになる」と子どもの怪我や子どもに関わるトラブルなどを過剰に警戒する「母親感覚」を吐露する。この〈子ども〉を気遣う(母)親の感情は、身の危険を十分には察知できない子どもを不必要な事故から守る一方で、「子どものため」を思う余り、子どもの成長のさまざまな場面で、〈子ども〉を未熟な「保護対象」としてのみ捉えることにもなる。そこには「権利行使の主体」としての〈子ども〉を新たに獲得していくことの困難さがある。「母親感覚」ということばは、子育て期の母親が、〈子ども〉との距離をとりにくい現状を示す。しかし、プレーパーク活動を通して「母親感覚」に自覚的になった子育て終了後の母親は、子育て中の母親に「母親感覚」への気づきを促すことができる。つまり、このようにしておとなと子どもの非対等・非対称性への自覚を促すことが、「権利行使の主体」としての〈子ども〉という子ども観

を獲得する契機となるのである。

次に、プレーパーク活動において、母親は、「権利行使の主体」としての〈子ども〉を「保護対象」としての〈子ども〉に接合するために、どのような仕組みを工夫しているのか、実践活動での取り組みをもとに検討する。

Aさんは、プレーパークの長所として「おとも楽しめること」をあげる。Aさんによれば、プレーパーク活動は「お母さんが楽しい」。その楽しさは、次のような母親のプレーパークへの主体的な関わり方に象徴される。

「(プレーパークでは)火が使えるから、最初はお母さんたちに『(焼いて食べるものを)何か持ってきて』って言うの。お母さんにすれば『何を持ってきて』って言われるほうが楽しいんだけど。それが2回目になるとパンとか作ってもってきて、次には他の人の分まで作ってきちゃったりするの。みんなで、そうなんだって言いながらできる。自分で気がついてやれるっていうのは楽しいじゃないですか、言われてやるよりも」

Aさんからの子育て中の母親に対する声かけは、母親に自分の好みを選択する促しとして作用し、母親自身が主体的に行動する楽しさを発見していった様子が見て取れる。プレーパーク活動に参加する目的は、「保護対象」としての〈子ども〉をよりよく育てるためであったにもかかわらず、母親自身が自己決定する「主体」になる過程にもなっていく。次いでAさんは、子育て期の母親に対して、まず母親自身が「とことん遊ぶ」ことを推奨している。母親自身が、「遊ぶ楽しさ」を実感することを通じ、「(遊ぶ)権利の主体」としての〈子ども〉を保障する遊び場づくりへの共感を促す。子育て期に〈子ども〉のための環境づくりに精を出していた母親は、その間自分が自分のために遊ぶという経験をしていない。Aさんは、子育て中の母親が、自ら遊ぶ体験によってはじめて、「主体」として遊ぶ喜びを知り、「権利主体としての〈子ども〉」を見出すことを期待しているといえよう。母親が「主体」になることの経験が、〈子ども〉が「主体」になることを促すという考え方である。

4. 母親と「権利行使の主体としての」〈子ども〉

以上のように、プレーパーク活動によって、母親が次第に2つの子ども観の接合を受容していく様相をみることができた。

本節では、プレーパーク活動において〈子ども〉は「権利行使の主体」という子ども観を成立させる仕組みとして、活動継続という時間性、母親と〈子ども〉間における非対称性の自覚、そしてプレーリーダーという第3者的おとなの介在という3つの側面に焦点をあてて考察し、教育対象としての〈子ども〉と「子育て

とする母」という強い権力関係を伴う母子関係から、母と〈子ども〉の双方が「主体」へと母子関係が変容する道筋を切り開いていく可能性を考える。

本稿で事例とした3人に共通する活動開始時の活動目的は、子どものために、母親が考える理想の遊び場環境をつくることであった。つくった環境の〈子ども〉にとっての妥当性については、母親が遊び場における「子どもの輝く目」や「笑顔」によって確認していた。しかしこの段階で〈子ども〉は、あくまで保護の対象に留まり、環境の評価は「〈子ども〉のため」を願って活動する母の主観的な判断に任せられ、子どもの意見表明は、尊重されていなかった。母親が、保護対象としての〈子ども〉だけでなく、「権利行使の主体」としての〈子ども〉の存在に気づくには、活動継続の時間が必要であった。

子育て期の母親にとって、〈子ども〉のための地域活動は、家庭のなかで母子が過ごす閉塞的な子育て環境から抜け出す契機になる。大日向（2005）は、公民館等が主催する「母親学級」や育児サークルが、母親の育児不安や孤立感を解消するのに役立つ一方で、それらが「家の中の母子カプセルから、地域のなかの母子カプセルに移動しただけ」（大日向 2005b：12）になり、かえって女性を子育てに閉じ込める可能性がある」と指摘している。プレーパーク活動においても、〈子ども〉のための遊びの環境づくりという〈子ども〉への保護と配慮の側面を強調すれば、同様の壁がある。しかも子育て終了後の女性にとっては、活動の継続が、地域社会の〈子ども〉と擬似的な母としての関係を取り結ぶ閉塞状況に陥る危険もある。本稿で取り上げた活動者Cさんは、「母親は〈子ども〉にとって一番近い存在」と位置づけ、母親の役割のひとつは「子どもの思いをおとなの智恵で実現していくこと」と語っていた。おとな、とりわけ母親は、努力によって「子どもの視点」を獲得できると主張するCさんの場合、母親としての経験が時として〈子ども〉を保護し続け、閉塞的な母子関係に陥る点には無自覚な面が垣間見えた。活動経験の浅いCさんの語りからは、「権利行使の主体」としての〈子ども〉観を獲得するために必要なのは、一定の活動経験を蓄積する時間であること、さらに〈子ども〉とおとなの非対称性を自覚しうる経験が不可欠であることがわかる。

大日向は地域社会における擬似的母子関係の陥穽を打開するために「母親の社会参加という視点が有効」（大日向 2005b：12）と指摘する。プレーパーク活動への参加が社会参加として意味を持つのは、母親が〈子ども〉を「遊びの主体」とするこの活動の意義を理解し、前述の「母親感覚」の拘束性から解放される可能性をもつためである。

プレーパークには、母親が〈子ども〉という存在のために配慮をし続けることが孕む問題性を認め、この限界を解消する役割を担うプレーリーダーというおと

な存在がある。プレーリーダーの大半は、20～30歳代の男女で、中間支援NPOによると「子ども側の視点にたつ」存在である。彼(女)らは、おとなと〈子ども〉の非対称性を認め、〈子ども〉が「権利行使の主体」でいられるように子ども側からおとなの行動に介入する。プレーリーダーは、先述のような「母親感覚」をもつ母親と〈子ども〉との関係に介入し、母親に権利行使の主体としての〈子ども〉観への気づきを促す。プレーパークは、一日を通してさまざまな年代の〈子ども〉とおとなが利用する。利用者は、「権利行使の主体」としての〈子ども〉を具現化する場所としてのプレーパークの意義を必ずしも理解してはいない。例えば、近隣に住むおとなが、焚き火や木工遊び、泥遊びなどができる「自由な」遊び場として利用する場合も少なくない。プレーリーダーは、このようなおとなに対しても、権利行使の主体としての〈子ども〉という〈子ども〉観の気づきを促す。世話人である子育て終了後の母親は、「権利行使の主体」という〈子ども〉観への気づきを促すために「遊びの主体」の経験を重視する工夫を重ねていた。一方、プレーリーダーという「子どもに近い」おとなは、プレーパークを訪れるおとなが、それまでの固定的な〈子ども〉観とプレーパークの提示する新たな〈子ども〉観とを接合するための支援と、さまざまな〈子ども〉観を主張するおとな同士の〈子ども〉観を接合するための支援との両方を可能にする役割を担う。このようなプレーパークにおける〈子ども〉とおとなの関係は、図1のように示すことができる。

元森(2006)は、「自分の責任で自由に遊ぶ」というプレーパークのモットーの考察を通して、プレーパークは「子どもが自らの配慮の主体となれるように独自の理論を構築」し、「大人も同様の論理を行動原理とすることで、大人と子どもの非対称性を局所的に失効させ、子どもの自由を実現している」(元森2006:511)と述べる。先述の船橋(1999)は、権利主体としての〈子ども〉という子

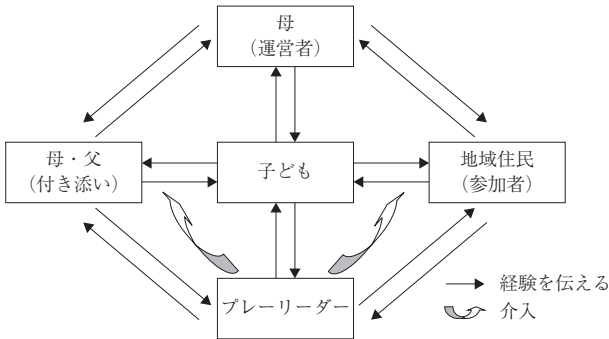


図1 プレーパーク活動におけるおとなと〈子ども〉の関係

ども観の獲得には、おとなのもつ権力性の「適切な自己チェック」が有効である点を論じた。本稿では、おとなの「主体」の経験が〈子ども〉主体という子ども観の理解につながることを見出した。いずれの議論も、〈子ども〉とおとなの非対称性を認めたとときに、「主体」としての〈子ども〉という子ども観が獲得できるとする。〈子ども〉とおとなの非対称性を認めたとうえで、「権利行使の主体」としての〈子ども〉を今後どのように拡大していくのか、2つの〈子ども〉観の接合への問いかけはまだ途についたばかりである。

おわりに

本稿では、プレーパークという限定的な場における取り組みの分析を通して、母親が、「権利の主体」という子ども観を獲得するプロセスと、子ども観を再構築することによる、ジェンダー規範に拘束された母子関係からの脱却の可能性を考察してきた。

プレーパーク活動を継続した母親は、活動の経験から得た〈子ども〉へのまなざしの変容の過程を次の世代の女性に対して、具体的な行動を通して伝えていることが確認できた。母子関係に悩む現代の母親に、子ども観の転換可能性を実践的に伝えることは意義深い。このような実践活動をどのように継続していくかは、今後の課題である。また現況の多くのプレーパーク活動は、子育て期と子育て期終了後の母親のアンペイドワークによって支えられており、ジェンダー拘束的な活動のあり方を問い返す必要もある。またプレーリーダーというおとなの存在は、活動を継続するために不可欠な資源であるが、プレーリーダーは、「子どもに近い目線をもつおとな」と仮定され、おとなと〈子ども〉の「目線」を場面によって使い分ける両義的な存在である。ここで課題となるのは、〈子ども〉とおとなの非対称性を認めたとうえで、おとなが〈子ども〉の「目線をもつ」ことの可否である⁽¹⁴⁾。

さらに、親子の関係を母親と〈子ども〉との関係から問い返すだけでは、親子関係から父親の存在が排除されている現状を追認することになりかねないという限界がある。分析対象を〈子ども〉をとりまく様々な人と〈子ども〉との関係に拡大し、〈子ども〉観の再構築にむけての探求を今後の課題としたい。

【付 記】

本稿の作成に当たり、終始ご助言を賜り、また丁寧にご指導くださった矢澤澄子先生と国広陽子先生に感謝します。そして、本研究の趣旨を理解し、インタビュー調査に快く協力してくださったAさん、Bさん、Cさんに感謝します。ありがとうございました。 (つだ よしこ 東京女子大学大学院)

〔注〕

- (1) 以下では特定の社会や文化のあり方によって規定される「子ども」という存在を〈子ども〉と表記し、また、〈子ども〉を乳幼児を指して用いる。というのは、「乳幼児をもつ女性たちが、「母である自分」に終日拘束され、「母親であること」を自らのアイデンティティのすべてと思いがちである」(矢澤 2003) ためであり、本稿はこの問題意識にそって議論をすすめる。
- (2) 調査では、「日頃どのような活動、どのような自分を大切にしているか」を問い、回答の選択肢として「友人とのつきあい」「親類など身内とのつきあい」「主婦としての自分」「妻としての自分」「母親としての自分」「自分がしたいグループ活動」「夫や家族が望むこと」「仕事や将来の仕事のための準備」がある。ここでとりあげる「母アイデンティティ」は、「母親としての自分」との回答の分析に基づく。
- (3) 1996年に文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会(中教審)が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第1次答申のなかで、教育の新たな目標にあげたのがはじめである。現在では学校教育の学習指導要領の基礎理念となり、「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、これからの社会において必要となる力としている。
- (4) たとえば2011年2月7日のNHK総合「首都圏ネットワーク」では、ミドルエイジが直面する課題のひとつとして「“生きる力” 母の模索」を放送した。番組の中では「生きる力」をどうすれば授けることができるかに悩む母親の姿が紹介された。
- (5) 同調査は、2003年実施。福岡県内の一市二町の各「選挙人名簿」から合計2503人を抽出(有効回収票1349票、回収率53.9%)。世代は20～39歳を若年世代、40～59歳を中年世代、60歳以上を高年世代と分類。
- (6) 同調査結果にもとづいて、住田(2006)は、「子ども期=幼児期・児童期と捉えられている。(中略)『子どもらしさ』の内容は、幼児期の段階では大人に依存し保護されるなかでの無邪気さ、純粋さが子どもらしいとされるが、児童期の段階では仲間と元気よく楽しく集団的遊戯活動に興じることが子どもらしいとされる」とも述べている(住田2006:36)。
- (7) 「意見表明の権利」(12条)、「表現・情報の自由」(13条)、「思想・良心・宗教の自由」(14条)、「結社・集会の自由」(15条)、「プライバシー・通信・名誉の保護」(16条)などの規定を指す。国連・子どもの権利委員会は12条を「子どもの意見の尊重」と認識し、条約の一般原則としている。
- (8) 赤川(1993)は、この点を有害コミックの規制問題を通して、規制の賛成派と反対派の両方がそれぞれの主張の根拠を子どもの権利条約の一般原則である「子どもの自己決定権」にしていることから指摘している。
- (9) 船橋の指摘をもとに、和泉(2000)は、親と子のような非対称・非対等な関係において、子どもの最善の利益を保証するために親には、子どもの意向の「読み取りの中断」の有効性を指摘する。それは、親にとって「適切な」チェックの困難さの指摘でもある。
- (10) 第31条「休暇・余暇・遊び・文化的芸術的生活への参加」。本条は、子どもの成長・発達にとって休息や余暇が不可欠であること、年齢にふさわしい遊び・レクリエーション活動や文化的な活動、芸術に自由に参加できる権利を明らかにしている。
- (11) NPO法人日本冒険遊び場づくり協会発行の冊子によると、プレーパーク活動は、1943年にデンマークで発祥後、イギリスで発展した子どものための遊び場づくり活動である。日本の同活動は、建築家・大村虔一・璋子夫妻がイギリスの遊び場づくりの記録『都市の遊び場』(1968=1973)に触発されたことがきっかけとなり、1970年代に東京・世田谷区で始まった。
- (12) 9箇所は、東京都内「いなりプレーパーク」(北区)・「戸山プレーパーク」(新宿区)・「羽根木プレーパーク」(世田谷区)・「はるのおがわプレーパーク」(渋谷区)、神奈川県横浜市内「片倉うさぎ山プレイパーク」(神奈川区)・「港南台生き生きプレイパーク」(港南区)・「鯛ヶ崎

公園プレイパーク」(港北区)・「都築冒険遊び場まんまるプレイパーク」(都築区), 神奈川県川崎市市内「麻生プレーパークを創る会」(麻生区)である。その他, 公設民営の青少年施設「川崎市子ども夢パーク」(高津区)でのインタビューおよび参与観察がある。

- (13) インタビュー調査は, 2008年秋から2010年春にかけて半構造化インタビューを行った。また各プレーパークにおいて参与観察を行ってきた。
- (14) この点について小玉(1994)は, 大人と子どもの非対称性の自覚は「大人が子どもと同じ目の高さ立つことの不可能性を主張するものにほかならない」と指摘する。

[引用・参考文献]

- 赤川学 1993「差異をめぐる闘争—近代・子ども・ポルノグラフィ—」中河伸俊・永井良和『子どもというレトリック—無垢の誘惑』青弓社: 192.
- 荒牧重人 2009「子どもの権利条約の成立・内容・実施」喜多明人・広沢明・荒牧重人・森田明美『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社: 6.
- 船橋恵子 1999「〈子育て〉の社会的支援と家族」日本家族社会学会『家族社会学研究』11: 29-30.
- 東野充成 2008『子ども観の社会学』大学教育出版: 8.
- 広田照幸 1998「〈子どもの現在〉をどう見るか」日本教育社会学会『教育社会学研究』第63集: 5-22.
- 和泉広恵 2000「能動的権利とケアされる権利—児童福祉法の改正にみる子ども観の再検討—」家族問題研究会『家族研究年報』25: 4-15.
- 喜多明人 2007「子どもの権利条約と子どもの現場、NPO、自治体」喜多明人・広沢明・荒牧重人・森田明美『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社: 19.
- 小山静子 2004『子どもたちの近代 学校教育と家庭教育』吉川弘文堂: 148-176.
- 国広陽子 2003「都市環境・子育て・シティズンシップの未来」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ』勁草書房: 174-180.
- 小玉亮子 1996『「子どもの視点」による社会学は可能か』井上俊ほか『子どもと教育の社会学』岩波書店: 191-208.
- 元森絵里子 2006「子どもへの配慮・大人からの自由—プレーパーク活動を事例とした「子ども」と「大人」の非対称性に関する考察」日本社会学会『社会学評論』57(3): 511.
- NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会 2009『「外遊び」の力を次の世代に』: 5.
- 大日向雅美 2005a「子育ての変遷と今日の子育ての困難」大日向雅美・荘巖舜哉『子育ての環境学』大修館書店: 111.
- 2005b「子育ての共有」『子育ての環境学』大修館書店: 12.
- 沢山美果子 1990「教育家族の成立」中内敏夫ほか『〈教育〉—誕生と終焉』藤原書店: 108-131.
- 住田正樹 2006「現代日本の子ども観」住田正樹・多賀太『子どもへの現代的視点』北樹出版: 12-38.
- 田中理絵 2004『「子どもらしさ」に関する信念・価値的側面』「現代日本の『子ども観』に関する実証的研究」(平成13年度~平成15年度科学研究費補助金基礎研究(C)(2)研究成果報告書): 7-18.
- 矢澤澄子 2000『「母」の変容と女性の人生設計・自立の困難』目黒依子・矢澤澄子『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社: 171-193.
- 矢澤澄子・国広陽子・天童睦子 1998「少子社会と『母アイデンティティ』のゆくえ」東京女子大学紀要『経済と社会』26号: 41-64.
- 2000「子育て期の『母アイデンティティ』とジェンダー意識」東京女子大学紀要『経済と社会』28号: 1-24.

国際ジェンダー学会誌 Vol.9 (2011)

矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ』
勁草書房

(2011年11月5日 掲載決定)

Changes in Mothers' Views on Child through Play Park Activities: — From the Conflict of Views on Child of “Subject of Rights” and of “Object for Protection” to the Integration

TSUDA Yoshiko

(Tokyo Woman's Christian University)

This paper examines Japanese mothers' views on their child's rights, focusing on the mothers at the child-rearing stage. Through an investigation of play park activity groups and interviews of mothers who are play park activists, I explore the process of the change in mothers' views on child and analyze how they notice other views about children in regards to “the subject of rights.”

Japanese parents often stress the importance of education to their children, particularly as it relates to a higher standard of upbringing. For mothers who consider child-rearing their top priority, it is very important to make their child a “perfect child.” However, views that a child is an object requiring adult protection often causes problems in the mother-child relationship. On this point, views about children's rights are worth analyzing. The idea of child rights considers that the child is an object not only needing protection but also having certain rights within that needed. The parents' view on this issue is an important matter for the parent-child relationship.

Supporters of play park activities recommend that children play outdoors for their health, and they believe that children can learn their rights through play park activities.

During play park activities, elderly mothers try to help younger mothers understand “the subject of rights.” The younger mothers in the child-rearing stage may gain a new view about their child through their “subject of rights” by learning from the experiences of the elderly mothers. In doing so, younger mothers may understand what is meant by “the subject of rights.” Additionally, they could gradually realize how their child may be considered as having rights, and they may reform their views about their child.

Play park activity professionals, known as “play leaders,” have helped young mothers reconstruct their views about their child. Sometimes, play leaders intervene between child and parent to retain the child's rights.

Key words : mothers' views on child, play park activities, the subject of rights, object for protection

